

事務連絡

令和8年1月5日

市内事業所 各位

瑞浪市クリーンセンター

令和8年度廃棄物処理承認申請について

瑞浪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和59年条例第35号）（以下、「条例」という。）第5条第1項及び第7条第1項の規定に基づき、事業活動に伴って排出される一般廃棄物または産業廃棄物の処理につきまして、下記のとおり申請書の提出をお願いします。なお、不燃物最終処分場に持ち込まれる産業廃棄物の処理承認量については、令和3年12月24日付け瑞ク第49号にて通知したとおりです。

記

1. 提出期限 令和8年2月27日（金）
2. 提出先 瑞浪市クリーンセンター（※郵送でも受け付けます）
3. 提出先住所 〒509-6251 瑞浪市日吉町258番地の76
4. 注意事項
 - ① 申請は、廃棄量や持込み回数が少なくとも毎年行ってください。
 - ② 申請書は、別紙「記入例」を参考に必要事項を記入してください。
 - ③ 承認及び処理できる廃棄物は、瑞浪市内で発生する廃棄物のみとなります。
 - ④ 廃棄物の内容は、一般廃棄物・産業廃棄物、可燃・不燃の各欄中に種類ごとで記入してください。
 - ⑤ 該当する各廃棄物の年間廃棄量（予定）は、必ず記入してください。
 - ⑥ 承認量を超えた場合は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。
 - ⑦ 廃棄物処理業務に支障をきたす廃棄物は、承認できない場合があります。
 - ⑧ 建設リサイクル法により、建築廃材は処理できません。
 - ⑨ 蛍光管及び電池、硬質ポリ塩化ビニル管（塩ビ管）は、処理できません。
 - ⑩ **市指定ごみ袋は家庭用です。事業ごみを市指定ごみ袋で廃棄することは違法です。**
 - ⑪ 受付日時は、月曜日～金曜日（8:30～12:00／13:00～16:00）です。※祝日休み
5. 瑞浪市が処理する産業廃棄物について
条例第6条の規定により、市が処理する産業廃棄物は以下のとおりです。
 - ① 燃却処理 木くず、ゴムくず、廃プラスチック類
 - ② 埋立処理 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず

※ 市で処理できない廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。
6. その他
添付の「市内事業者の皆様」をご確認いただき、ごみの減量や資源化、適正処理にご協力を願います。今後、埋立処理している産業廃棄物については、段階的に減少・受入停止を検討しています。

問合せ先

瑞浪市日吉町258番地の76

瑞浪市クリーンセンター

TEL0572-68-6010